

児童生徒又は教職員に感染者が確認された場合の臨時休業及び学校再開について

(下線部が今回の修正箇所です)

【基本的な考え方について】

基本的には、学校内で感染者が出た場合であっても、臨時休業を直ちに行うのではなく、保健所と相談の上、臨時休業の要否を**設置者である教育委員会**が判断します。濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合には、必ずしも臨時休業の措置を取らないこともあります。学校全体に感染が広がっている可能性が高いような場合等でなければ、できる限り児童生徒の学びの機会を保障していきます。

但し、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内での感染が広がっている可能性が高いと判断された場合や市内や近隣地域における感染拡大の状況を鑑みて臨時休業を行う場合もあります。

【感染者が確認された場合】

設置者である教育委員会は、感染者が確認された学校の報告と、学校医や保健所の見解等を踏まえ、学校(学年・学級)の臨時休業の要否を判断します。

＜臨時休業を行った場合の学校**及び教育委員会**の対応＞

- ア 保健所の指示に基づき学校内における濃厚接触者の調査を行います。
 - イ 保健所と連携し学校の感染防止における対応や助言を受けます。
 - ウ 休業期間中にすべての児童生徒への健康観察を実施し、心身の健康確認を実施します。
 - エ 保健所、学校医、学校薬剤師、**市長部局(市民健康部)**等と連携し校内の消毒を行います。
- 但し、必ずしも施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される範囲内や物品の消毒を行います。

【学校(学年・学級)の再開について】

学校(学年・学級)の再開については、保健所と十分な相談の上、以下の内容を確認後、**設置者である教育委員会**が判断します。

- ① 感染経路の明否等を確認し、保健所、学校医の助言等により再開可能と判断された場合
- ② 感染者の活動態様、接触者の多寡、感染経路等を確認し消毒作業等を終えた場合
- ③ 休業期間中に児童生徒の健康観察を終え、感染拡大がないと判断された場合
- ④ 再開後の学校における感染防止対策の再確認及び見直しが行われた場合

※ 糸満市立学校感染防止対策【**ガイドライン2月2日**】をもとに各学校にて再度、ガイドラインを確認・見直しを行い、感染防止対策の徹底を行います。

感染の疑いがある場合は、下記の相談窓口へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症 相談窓口
(コールセンター)

TEL 098-866-2129

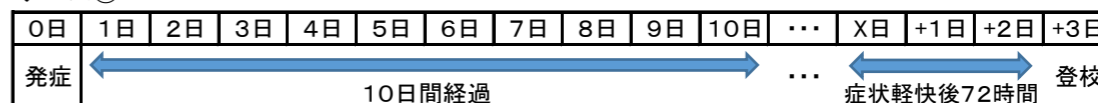


新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒の出席停止等の考え方

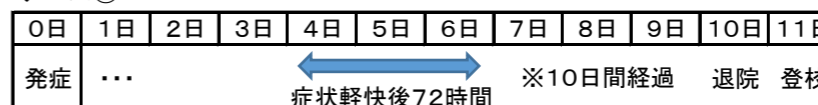
1 児童生徒が感染した場合

(1) 症状がある場合→発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過後、登校可能です。

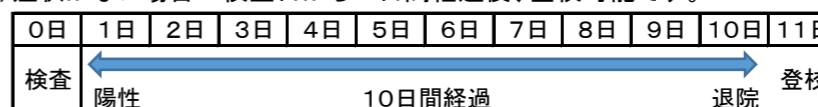
ケース①



ケース②

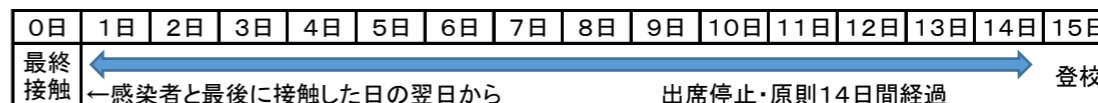


(2) 症状がない場合→検査日から10日間経過後、登校可能です。



2 児童生徒が保健所より濃厚接触者と特定された場合

感染者と最後に接触した日の翌日から原則14日間を出席停止とします。



3 児童生徒の同居家族が保健所より濃厚接触者と特定された場合

児童生徒の登校は可能ですが、他に感染させる不安があり学校を休ませたいと相談があった場合は出席停止として取り扱います。

4 その他、発熱等風邪の症状等がある場合

児童生徒本人又は同居家族の症状が回復するまで出席停止とします。



感染症拡大防止にご協力ください



5 感染が不安で学校を休ませたい場合

感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止として取り扱います。